

[商品概要説明書]

令和5年6月1日現在

1. 商品名	とうしん後見支援預金
2. 預金対象	普通預金（決済性預金含む）
3. 預入対象	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方
4. 利用期間	期間の定めはありません。
5. 口座開設方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき口座開設いただけます。
6. 預入方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお預入いただけます。 ※お預入の都度、「指示書」のご提出が必要となります。
7. 払戻方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき払戻いただけます。 ※払戻の都度、「指示書」のご提出が必要となります。 ①出 金：入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた場合に交付されます。 ②定期送金：指示された金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると認めた場合に交付されます。
8. 適用金利	店頭表示の普通預金利率（決済性預金の場合は無利息です。）
9. キャッシュカード	発行できません。
10. 口座振替	ご利用いただけません。 ※ただし、定期交付金支払についての「自動振込サービス」に限りご利用いただけます。
11. 契約の終了	以下の（1）～（5）のいずれかに該当した場合、契約は終了します。 （1）預金者が亡くなられた場合 （2）家庭裁判所交付の「指示書」に基づき解約する申し出があった場合 （3）成年後見制度の支援を受ける預金者について後見開始取消審判が確定した場合 （4）未成年後見制度の支援を受ける預金者が成年に達した場合 （婚姻により成年に達したとみなされた場合） （5）預金者または後見人の責めに帰すべき事由により当金庫が終了すべきと判断した場合
12. 口座開設手数料	11,000 円（税込） ※当金庫年金指定のお客さまは 5,500 円（税込）
13. 口座管理手数料	年間 3,300 円（税込） ※2年目以降

<p>14. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>[苦情処理措置] 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。</p> <p>[紛争解決措置] 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～16:00）</p> <p>第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00）</p> <p>第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00）</p> <p>利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>15. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の取扱いはできません。</li> <li>・マル優のお取扱いはできません。</li> <li>・本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されません。</li> </ul>